

「指定訪問介護」 重要事項説明書

当事業所は介護保険の指定を受けています。
(三重県指定 第 2473100010 号)

当事業所はご契約者に対して指定訪問介護サービスを提供します。
事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを
次の通り説明します。

◆◆ 目 次 ◆◆

1. 事業者及び各事業所の概要	1
2. 事業所のサービス内容	2
3. サービスの利用料金	3
4. 支払方法と指定口座	4
5. 緊急時及び災害時の対応	5
6. 苦情に対する対応	6
7. その他留意事項	6

御浜町ヘルパーステーション

社会福祉法人 御浜町社会福祉協議会

令和 7 年 5 月以降版

1. 事業者及び各事業所の概要

ア) 事業者について

- (1) 法人名 社会福祉法人 御浜町社会福祉協議会
- (2) 法人所在地 三重県南牟婁郡御浜町下市木 2040 番地
- (3) 電話番号 05979-2-3813
- (4) 代表者氏名 会長 筒井 道夫
- (5) 設立年月 昭和 60 年 6 月 8 日

イ) 事業所の概要

- (1) 事業所の種類 指定訪問介護事業所 平成 12 年 2 月 21 日三重県指定第 2473100010 号
- (2) 事業の目的 指定訪問介護は、介護保険法令に従い、ご契約者がその有する能力に応じ、可能な限り自立した日常生活を営むことができるように支援することを目的として、利用者に訪問介護サービスを提供します。
- (3) 事業所の名称 社会福祉法人 御浜町社会福祉協議会
- (4) 事業所の所在地 三重県南牟婁郡御浜町下市木 2040 番地
- (5) 電話番号 05979-2-3813
- (6) 事業所長（管理者）植 村 由 美
- (7) 開設年月 平成 12 年 4 月 1 日
- (8) 事業所が行っている他の業務 当事業所では、次の事業もあわせて実施しています。
介護予防訪問介護事業 平成 18 年 4 月 1 日指定三重県指定第 2473100010 号
介護予防・日常生活支援総合事業（訪問型サービス A）
平成 29 年 1 月 1 日指定紀南介護保険広域連合 24A3100054

ウ) 各事業所の実施地域及び営業時間

通常の事業の実施地域	御浜町
営 業 日	月曜日～日曜日 (但し、12 月 30 日～31 日、1 月 1 日～3 日は必要に応じて対応する。また天災・その他やむを得ず業務を遂行できない日を除く)
受 付 時 間	月曜日～金曜日 8 時 30 分 ～ 17 時 30 分
サービス提供時間帯	月曜日～日曜日 8 時 30 分 ～ 17 時 30 分 祝 日 8 時 30 分 ～ 17 時 30 分 上記時間帯以外（早朝・夜間）のサービスを希望される場合は、ご相談に応じます。

エ) 事業所の職員体制

指定訪問介護事業所

職 名	常 勤	非常勤	資 格 等
管 理 者	1 名		実務者研修修了者
サービス提供責任者	2 名	0 名	介護福祉士 1 名 実務者研修修了者 1 名
サービス従事者	0 名	13 名	介護福祉士 9 名 実務者研修修了者 1 名 2 級資格者 3 名

2. 事業所のサービス内容

ア) 提供するサービス内容

当事業所は、居宅介護支援事業者（介護支援専門員）又は利用者が作成した居宅サービス計画（ケアプラン）に基づき作られた訪問介護計画（個別援助計画）に沿って次のサービスを提供します。

【身体介護】

- 入浴・排泄・食事介助等を行います。
- 更衣・整容・服薬介助等を行います。
- 体位変換・移動移乗介助等を行います。
- 自立生活支援のための見守りの援助
 - ・利用者と一緒に手助けしながら行う調理
 - ・利用者と一緒に干したりたたんだりする洗濯
 - ・入浴更衣時の転倒予防のための声かけ、気分の確認、必要に応じての介助
 - ・排泄の際の移動時、転倒予防のための声かけ、側について歩き必要に応じての介助

【生活援助】

- 調理・洗濯・掃除・買い物等、利用者の日常生活上の援助を行います。

【乗降介助】

- 通院等に際して、ヘルパーが運転する自動車への移動、移乗の介助を行います。通院の為の乗車降車の介助は、適切なアセスメントに基づき、ケアプラン上に位置付けがある事を前提に、要介護 1 以上の方に対して算定がされます。（移送に係る運賃は別途必要です。）

イ) 訪問介護員の禁止行為

訪問介護員はサービス提供にあたって、次の行為は行いません。

- 医療行為
- 預金通帳、証書、書類などの預かり
- 金銭、物品、飲食の授受
- 日常生活の範囲を超えたサービス提供（大掃除、庭掃除、模様替えなど）
- 同居家族に対するサービス提供
- 正月等の特別な料理等

3. サービスの利用料金

当事業所が提供するサービスの利用料金は以下のとおりです。なお、利用者がまだ要介護認定を受けていない場合には、サービス利用料金の全額を一旦お支払いいただきます。要支援又は要介護の認定を受けた後、自己負担額を除く金額が介護保険から払い戻されます(償還払い)。

ア) 介護給付の対象となるサービスの利用料金

下記の料金表によって、介護保険給付額を除いた金額(自己負担額1割又は2割又は3割)をお支払い下さい。サービスの利用料金はサービス内容により異なります。なお、自己負担割合は負担割合証にて確認します。

ただし介護保険給付の範囲を超えたサービスの利用については、全額自己負担となります。

※2割・3割：一定の所得以上の方

【訪問介護の料金表】・・・自己負担1割分/1回

	サービス提供時間	20 分未満	20 分以上 30 分未満	30 分以上 1 時間未満	1 時間以上 1 時間半未満	以降 30 分増す毎
身体介護	昼 間 (午前 8 時～午後 6 時)	163 円	244 円	387 円	567 円	567 円に 82 円加算
	早 朝 (午前 6 時～午前 8 時) 夜 間 (午後 6 時～午後 10 時)	204 円	305 円	484 円	709 円	709 円に 102 円加算
	深 夜 (午後 10 時～午前 6 時)	245 円	366 円	581 円	851 円	851 円に 123 円加算
	身体介護に引き続き生活 援助を行った場合		所要時間 20 分から起算して 25 分増す毎に 65 円加算 (70 分以上を限度)			
	サービス提供時間		20 分以上 45 分未満	45 分以上		
生活援助	昼 間 (午前 8 時～午後 6 時)		179 円	220 円		
	早 朝 (午前 6 時～午前 8 時) 夜 間 (午後 6 時～午後 10 時)		224 円	275 円		
	深 夜 (午後 10 時～午前 6 時)		269 円	330 円		
通院のための乗降介助		昼 間 (午前 8 時～午後 6 時)			97 円 (片道)	
介護職員等処遇改善加算Ⅱ			22.4%			

- 介護職員等処遇改善加算Ⅱ（22.4%）・・当該加算は基本サービス費に各種加算減算（処遇改善加算等を除く。）を加えた1か月当たりの総単位数に加算率を乗じて算定させていただきます。なお、区分支給限度基準額の算定対象から除外されます。
- 初回加算・・新規に訪問介護計画を作成し、初回のサービス提供月内にサービス提供責任者が、自ら訪問介護を行う場合または他の訪問介護員等が訪問介護を行う際に同行した場合、自己負担額として200円を加算させていただきます。
- 緊急時訪問介護加算・・利用者またはその家族からの要請に基づき、訪問介護事業所のサービス提供責任者が介護支援専門員と連携し、当該介護支援専門員が必要と認めた場合に、居宅サービス計画において計画的に訪問することとなっていない訪問を緊急に行った場合、自己負担金として100円を加算させていただきます。
- 生活機能向上連携加算Ⅰ・・サービス提供責任者が訪問リハビリテーションの理学療法士等による訪問リハビリに同行し、理学療法士等と利用者の身体の状態等の評価を共同で行い、生活機能の向上を目的とした訪問介護計画を作成した場合、初回の訪問介護が行われた日の属する月以降3ヶ月間自己負担として月100円を加算させていただきます。

イ）訪問介護サービスに関する注意事項

- ◎訪問介護の利用料金は、実際にサービスに要した時間ではなく、訪問介護計画に基づき決定されたサービス内容を行うために標準的に必要となる時間に基づいて介護給付費体系により計算されます。
- ◎「サービスに要する時間」は、そのサービスを実施するための標準的な所要時間です。
- ◎平常の時間帯（午前8時から午後6時）以外の時間帯でサービスを行う場合には、利用料金に割増料金が加算されます。【早朝・夜間割増加算…25%】【深夜割増加算…50%】
- ◎2名の訪問介護員が共同でサービスを行う必要がある場合*は、ご契約者の同意のうえで、通常利用料金の2倍の料金をいただきます。

* 2名の訪問介護員でサービスを行う場合（例）

- ・体重の重い方に対する入浴介助等のような重介護サービスを行う場合
- ・介護に抵抗される方、問題行動等により1名の訪問介護員だけでは対応が困難な場合

- ◎通常の事業実施地域以外の地区にお住まいの方で、当事業所のサービスを利用される場合は、サービスの提供に際し要した交通費として、通常の実施地域を超えた所から1km当り20円をいただきます。

4. 支払方法と指定口座

サービスの利用料金は、毎月、中旬までに前月分の請求をさせていただきますので、末日以内にお支払い下さい。なお支払方法には、下記より契約時にお選び下さい。

ア）下記指定口座への振り込み

伊勢農協	御浜支店	普通	9 4 5 2 6 0 1 口座名：社会福祉協議会 介護保険利用料
三十三銀行	御浜支店	普通	2 3 6 8 6 4 1 口座名：御浜町社会福祉協議会 会長 筒井 道夫

新宮信用金庫	御浜支店 普通 0020676 口座名：御浜町社会福祉協議会 理事 筒井 道夫
ゆうちょ銀行	振替・総合口座 00830-6-130470 口座名：社会福祉法人 御浜町社会福祉協議会

イ) 金融機関口座からの自動引き落とし

ご利用できる金融機関	伊勢農協 ・ 三十三銀行 ・ 新宮信用金庫 ・ ゆうちょ銀行
------------	--------------------------------

ウ) 現金による直接払い込み

御浜町社会福祉協議会事務局（御浜町福祉健康センター内）

5. 緊急時及び災害時の対応

ア) 緊急時の対応について

サービス利用時における緊急時の対応については、それぞれ利用契約書に記載しているとおりますが、連絡については、次のとおり利用者の主治医・消防署（救急車）・家族・居宅介護支援事業者（介護サービス事業所のみ連絡する）へ行きます。

医療機関等	主治医名	(医師名：)
	連 絡 先	()
緊急連絡先	家族又は親族	(続柄：)
	連 絡 先	()
	消 防 署	熊野市消防署 御浜分署
	連 絡 先	1 1 9
	居宅介護支援事業者	(担当者：)
	連 絡 先	()

イ) 災害時等の対応について

訪問介護サービス利用時における災害時の対応については、まず利用者の安全確保を優先とし、以降のサービス提供の有無は当事業所の管理者又は、サービス提供責任者の指示のもと適切に対応します。

6. 苦情に対する対応

ア) 事業所・サービスについての相談・苦情等の窓口

当事業所に対する相談・苦情等又は居宅介護サービス計画に基づいて提供している介護サービスに関する相談については、次の担当者が承り適切に対応させていただきます。

苦情受付担当者	植 村 由 美	サービス提供責任者
---------	---------	-----------

イ) 行政機関その他の苦情受付機関

紀南介護保険連合及びその他の行政機関窓口にご相談・苦情を伝えることができます。

御浜町役場 健康福祉課 介護保険担当係	所在地 三重県南牟婁郡御浜町阿田和 6120 番地 1 電話番号 05979-3-0515 受付時間 8:30～17:15 (平日)
紀南介護保険広域連合	所在地 三重県熊野市井戸町 371 番地 電話番号 05978-3-6001 受付時間 8:30～17:15 (平日)
三重県福祉サービス運営 適正化委員会	所在地 三重県津市桜橋 2 丁目 131 番地 (三重県社会福祉協議会内) 電話番号 059-224-8111 受付時間 9:00～17:00 (平日)
三重県国民健康保険団体 連合会	所在地 三重県津市桜橋 2 丁目 96 番地 電話番号 059-228-9151 受付時間 9:00～17:00 (平日)

7. その他留意事項

ア) サービス提供を行う担当職員

- サービス提供時に、担当の職員を決定します。ただし、提供するサービスの種別により、実際には、複数の職員が交替してサービスを提供する場合があります。
- 事業者の都合により、担当職員を交替することがあります。担当職員を交替する場合は、利用者に対してサービス利用上の不利益が生じないよう十分に配慮するものとします。
- 担当職員の交替を希望する場合には、当該職員が業務上不適当と認められる事情その他交替を希望する理由を明らかにして、事業者に対して担当職員の交替を申し出ることができます。ただし、利用者から特定の担当職員の指名には応じかねます。

イ) サービス実施時における事項

- サービスの利用にあたり、利用者はあらかじめ定められたサービス以外の業務を事業者
に依頼することはできません。
- 事業者は、サービスの実施にあたって利用者の事情・意向等に十分に配慮するものと
します。
- これからの福祉を担う優秀な人材を育成するために、ヘルパーなどの育成、教育機関か
らの実習生を受け入れることがあり、ご協力をお願いすることがあります。

令和 年 月 日

サービスの提供の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

事業所名 ： 社会福祉法人 御浜町社会福祉協議会
御浜町ヘルパーステーション

説明者氏名：